

富田林市都市公園条例の一部を改正する等の条例

(富田林市都市公園条例の一部改正)

第 1 条 富田林市都市公園条例（昭和 4 9 年富田林市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号の表中

「

富田林市立金剛中央グラウンド	富田林市久野喜台二丁目 2 番地
富田林市立金剛テニスコート	
富田林市立金剛東グラウンド	富田林市向陽台三丁目 2 番地
富田林市立金剛東テニスコート	

」

を

「

富田林市立金剛東グラウンド	富田林市向陽台三丁目 2 番地
富田林市立金剛東テニスコート	

」

に改める。

(富田林市立青少年スポーツホール設置及び管理条例の廃止)

第 2 条 富田林市立青少年スポーツホール設置及び管理条例（昭和 4 6 年富田林市条例第 5 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

富田林市都市公園条例（昭和 4 9 年富田林市条例第 1 5 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（用語の定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）・（２） （略） （３） 体育施設 次の表に掲げる公園内の施設をいう。 【別記 参照】 （４） （略）	（用語の定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）・（２） （略） （３） 体育施設 次の表に掲げる公園内の施設をいう。 【別記 参照】 （４） （略）

【別記】

現行

名称	位置
<u>富田林市立金剛中央グラウンド</u>	<u>富田林市久野喜台二丁目 2 番地</u>
<u>富田林市立金剛テニスコート</u>	
<u>富田林市立金剛東グラウンド</u>	<u>富田林市向陽台三丁目 2 番地</u>
<u>富田林市立金剛東テニスコート</u>	
富田林市立津々山台テニスコート	富田林市津々山台二丁目 8 番地
富田林市立津々山台ゲートボール場	

改正後（案）

名称	位置
<u>富田林市立金剛東グラウンド</u>	<u>富田林市向陽台三丁目 2 番地</u>
<u>富田林市立金剛東テニスコート</u>	
富田林市立津々山台テニスコート	富田林市津々山台二丁目 8 番地
富田林市立津々山台ゲートボール場	